

志太広域事務組合制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、志太広域事務組合が発注する建設工事（以下「工事」という。）の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が1億円以上で制限付き一般競争入札に適した工事とし、建設工事等指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）の議を経て、管理者が指定する。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 自治令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事に工種に係る志太広域事務組合における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 対象工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評点が一定以上であること。
- (4) 対象工事が、大規模構造物又は特殊な作業条件下の工事で高度な施工技術を必要とするもの（以下「施工計画審査タイプ」という。）である場合には、施工計画が適正であること。
- (5) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること。
- (6) 指名停止基準（平成2年焼津市訓令甲第1号）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (8) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか対象工事に係る要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

(指名委員会への諮問)

第4条 制限付き一般競争入札の実施及び入札参加資格の設定に当たっては、入札参加資格設定調書（第1号様式）を作成し、あらかじめ、志太広域事務組合建設工事等指名業者選定委員会（以下「指名委員会」という。）に諮るものとする。

(入札の公告等)

第5条 入札の公告は、志太広域事務組合事務局処務規程をもって、焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第6条の規定に基づき、別添の入札執行公告例に準じて行うものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第6条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、公告の日の翌日から10日（施工計画審査タイプの場合は30日）以内に、次に掲げる書類を管理者に提出するものとする。

(1) 入札参加資格確認申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）

(2) 資料

ア 同種工事の施工実績表（第3号様式）

イ 配置予定技術者等の資格・工事経歴表（第4号様式）

ウ 施工計画（施工計画審査タイプに限る。）

エ その他管理者が必要と認めるもの

2 提出された申請書及び資料（以下本項において「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、公表しない。

(資料作成説明会)

第7条 対象工事が施工計画審査タイプである場合には、指名委員会の議を経て、入札参加希望者に対して資料作成説明会を実施することができるものとする。

(資料のヒアリング)

第8条 対象工事が施工計画審査タイプである場合には、指名委員会の議を経て、入札参加希望者に対して資料のヒアリングを実施することができるものとする。

(入札参加資格の確認)

第9条 入札参加資格の確認は、受理した申請書及び資料の審査により決定し、その結果を入札参加資格確認通知書（第5号様式）により通知するものとする。この場合において、あらかじめ、審査内容を指名委員会に諮るものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、指定の期日までに、入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の指定の期日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、文書により回答するものとする。

3 前項の場合において、前条の決定を取り消し、説明を求めた者に入札参加資格がある

と認める決定をしようとするときは、前項の回答と合わせて、改めて前条の規定により手続きをするものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第 11 条 契約書案、志太広域事務組合契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書（以下「設計書等」という。）は、工事担当課で閲覧に供し、又は貸し出しするものとする。

2 設計書等に対する質問書が、第 9 条の通知の日の翌日から 7 日以内に、持参により提出された場合には、その質問に対して、原則として、質問書を提出することができる最終日の翌日から 10 日以内に、回答書により回答するものとする。

3 質問に対する回答書は、工事担当課において縦覧に供するものとし、その縦覧期間は、原則として、回答書の回答期限日の翌日から 3 日間とする。

(現場説明会)

第 12 条 必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う日は、申請書及び資料の提出期限日の翌日から第 9 条の通知の日までの間に、定めるものとする。

(入札保証金)

第 13 条 入札保証金は、免除するものとする。

(入札の執行)

第 14 条 管理者は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第 9 条に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び当該工事の積算の明細書を持参していることを確認するものとする。

2 管理者は、第 1 回目の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書（第 6 号様式）の提出を求めるものとする。

3 入札に参加しようとする者が 1 人のときは、入札の執行を取り止めることができるものとする。

(入札の無効)

第 15 条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札心得、現場説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第 16 条 管理者は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、入札結果等を公開するものとする。

2 公開は、入札結果表を作成のうえ、閲覧方式により行うものとする。

(技術者等の配置)

第 17 条 管理者は、落札者に対して、第 4 号様式に記載した配置予定技術者が当該工事の現場に配置されるように措置するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第 18 条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて、運用するものとする。

(期間の計算の取扱い)

第 19 条 この要領において定められた期間を計算する場合においては、志太広域事務組合の休日を定める条例（平成 4 年志太広域事務組合条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する志太広域事務組合の休日を含めないものとする。

(現行規程の効力)

第 20 条 この要領に特別の定めがない限り、現行の諸規程が適用される。

(その他)

第 21 条 この要領の運用については、別に定めるところによる。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。